

## 赤穂市健康増進計画策定委員会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市健康増進計画策定委員会運営要領第4条の規定に基づき、赤穂市健康増進計画策定委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申出書（別記様式）に必要な事項をを記入の上、提出し、整理券の交付を受けなければならない。

2 整理券は、前項の傍聴申出書の提出順に交付するものとする。

3 傍聴の受付は、会議開催予定時刻のおおむね30分前から先着順で行い、15分前に終了するものとする。

4 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、整理券交付順により傍聴できるものとする。

### (傍聴定員)

第3条 会議の傍聴人の定員は、原則として5人とする。ただし、会場の規模に応じて調整することができる。

### (傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、会議の進行の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

2 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

### (議長の指示)

第5条 議長は、この要領に従わない傍聴人に対し、退場させることができる。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 付 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。